

資料

1 相馬市地域包括ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、高齢者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関係者が協議、連携し地域の課題解決に向けた取組みを推進するとともに、相馬市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく相馬市高齢者福祉計画を策定するため、相馬市地域包括ケア推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 高齢者の個別支援に係る困難事例について協議するとともに、地域課題を発見し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (2) 在宅医療と介護の連携について協議し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (3) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防等について協議し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (4) 認知症高齢者の支援等について協議し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (5) 相馬市介護保険事業計画及び相馬市高齢者福祉計画の策定に関して協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関して特に必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し構成する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 高齢者福祉関係機関
- (4) 介護サービス事業者

- (5) 介護保険被保険者の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中に委員が前条第2項第1号から第5号に掲げる者に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会議は、第2条第1号から第4号までに掲げる事項について専門的な研究及び検討をするため、それぞれ専門部会を置くことができる。

2 前項の場合において、会議は、別表上覧に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる会議等に専門部会の機能を委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた会議等は、委託された内容について協議、検討した経過等について、会長に報告しなければならない。

(報償金)

第8条 会議の委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、初めて委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年10月31日までとする。

(相馬市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 相馬市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱（平成11年告示第2号）

(2) 相馬市介護保険事業計画等策定調整会議設置要綱（平成11年告示第3号）

別表（第7条関係）

区分	会議等
第2条第1号	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第3号で規定する事業で実施する会議等
第2条第2号	法第115条の45第2項第4号で規定する事業で実施する会議等
第2条第3号	法第115条の45第2項第5号で規定する事業で実施する会議等
第2条第4号	法第115条の45第2項第6号で規定する事業で実施する会議等

2 相馬市地域包括ケア推進会議委員名簿

選出区分	氏名	推薦団体	備考
地域代表 (第1号委員)	渡邊 孝喜	相馬市区長会	
	建藤 洋悦	相馬市民生児童委員協議会	副会長
	伊東 通夫	相馬市老人クラブ連合会	
保健・医療関係者 (第2号委員)	船橋 裕司	相馬郡医師会相馬支部	
	菅野 裕司	相馬市歯科医師会	
	黒沢 百合	相馬市薬剤師会	
高齢者福祉関係機関 (第3号委員)	只野 裕一	相馬市社会福祉協議会	会長
	佐々木 祐子	相馬市地域包括支援センター	
介護サービス事業者 (第4号委員)	千葉 加代子	相馬方部介護保険事業所連絡会	
	倉本 正子	相馬方部介護保険事業所連絡会	
	佐藤 幸代	相馬方部介護保険事業所連絡会	
被保険者代表 (第5号委員)	鈴木 幸美	公募委員	
	荒木 笑子	公募委員	
市長が認める者 (第6号委員)	山本 留美子	相馬市社会福祉協議会	
	横山 哲也	相馬市保健福祉部長	

3 策定経過

実施日	内 容
令和5年1月～3月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
令和5年3月～7月	在宅介護実態調査の実施
令和5年8月23日	<p>第1回 相馬市地域包括ケア推進会議</p> <p>≪議 題≫</p> <p>第8期相馬市高齢者福祉計画・第8期相馬市介護保険事業計画の経過報告 第9期相馬市高齢者福祉計画・第9期相馬市介護保険事業計画について</p> <p>≪協議内容≫</p> <p>(1) 第8期相馬市高齢者福祉計画・相馬市介護保険事業計画の実績と経過報告 (2) 第9期事業計画（案）の策定方針・基本理念について</p>
令和5年11月1日	<p>第2回 相馬市地域包括ケア推進会議</p> <p>≪議 題≫</p> <p>第9期相馬市高齢者福祉計画・第9期相馬市介護保険事業計画について</p> <p>≪協議内容≫</p> <p>(1) 基本指針について (2) 第9期事業計画（案）の策定方針について (3) 計画の体系について</p>
令和6年1月31日	<p>第3回 相馬市地域包括ケア推進会議</p> <p>≪議 題≫</p> <p>(1) 第9期相馬市高齢者福祉計画・第9期相馬市介護保険事業計画について</p> <p>≪協議内容≫</p> <p>(1) 第9期事業計画（案）の策定について (2) 第9期計画期間の介護保険料について</p>
令和6年2月21日	<p>第4回 相馬市地域包括ケア推進会議</p> <p>≪議 題≫</p> <p>(1) 第9期相馬市高齢者福祉計画・第9期相馬市介護保険事業計画について</p> <p>≪協議内容≫</p> <p>(1) 第9期事業計画（案）の承認 (2) 第9期計画期間の介護保険料について承認</p>
令和6年2月22日	第9期相馬市高齢者福祉計画・第9期相馬市介護保険事業計画策定

**第 9 期相馬市高齢者福祉計画
第 9 期相馬市介護保険事業計画**

発 行 令和 6 年 3 月

発行者 相馬市保健福祉部高齢福祉課

〒 9 7 6 - 8 6 0 1

相馬市中村字北町 6 3 番地の 3

TEL 0 2 4 4 (3 7) 3 0 6 5

FAX 0 2 4 4 (3 7) 2 1 6 2

URL <https://www.city.soma.fukushima.jp/>

E-mail h-hukushi@city.soma.lg.jp